

☆京都ウエストワイズメンズクラブ会則

会 則

(2025 年 2 月 13 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条(名称とモットー)

- 1 この組織は、京都ウエストワイズメンズクラブ(以下「当クラブ」という。)と称し、ワイズメンズクラブ国際協会に正式に加盟し、その管轄と西日本区の指導の下にあり、その会員をワイズメン(Y' s MEN) という。
- 2 ワイズメンズクラブは、地域社会と Y M C A へのサービスクラブであり、そのモットーは「強い義務感を持つ。義務は全ての権利に伴う」である。

第 2 条(目的)

当クラブの目的は、次のとおりである。

- (1) 個人にも、また協同の行為にしても、その奉仕活動を通じて、地域社会や Y M C A の活動を支援する。
- (2) 地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏しない正義を追求する。
- (3) 社会・経済・宗教・地域・国際などの諸問題について会員を啓発し、これを積極的に参加させる。
- (4) 健全な交友関係を作り出す。

第 3 条(運営の原則)

- 1 当クラブは、特定の個人の利益を目的とする事業は行わない。
- 2 当クラブは、特定の政党のための政治活動を行わない。

第 4 条(事 業)

当クラブは、その目的の達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員の個人的研鑽及び各地ワイズメンと Y M C A 会員の相互の友好を深める行事の開催事業
- (2) Y M C A に関する研究並びに発達改善に対する研究、助成事業
- (3) 地域社会に対する奉仕、及び青少年問題及び環境保全に関する事業
- (4) 国内、国外のワイズメンズクラブとの交流提携事業
- (5) その他、当クラブの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員及び会費

第 5 条(会員の資格)

- 1 成人男女は、当クラブの会員となる資格を有し、何人も人種、信仰、出身国等の故に、会員となる資格を拒まれることはない。
- 2 当クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続によって入会することができる。

【第2項 別の定め】細則第2条～第6条

第 5 条の2（広義会員）

正当な理由によりクラブの会合に規則正しく出席することが困難であると認められる会員は、役員会の決定及び理事の承認を経て、広義会員となることができる。

第 5 条の3（功労会員）

永年にわたりその功績著しい者には、理事に届け出て、功労会員の地位を贈ることができる。

第 5 条の4（特別メネット）

ワイズメンの夫人以外で、メネットとして入会を希望する者は、役員会の決定を経て特別メネットとなることができる。

第 6 条(会員の職業分類)

当クラブの会員は、職業分類ごとに、一業種2名以内を原則として、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。

第 7 条（入会金及び会費）

- 1 当クラブの会員は、入会に際して、次に掲げる入会金を納め、次に掲げる会費（月額）を当月末日までに納入しなければならない。

入会金	20,000 円
会費（月額）	16,000 円
- 2 前項の入会金には、西日本区入会金相当額が含まれ、会費には、国際会費、アジア地域会費、西日本区費、部会費及び YMCA の維持会費が含まれる。
- 3 当クラブを退会し1年を超えた後に再入会した会員は、西日本区入会金相当額を負担するものとする。
- 4 広義会員及び功労会員は、西日本区費、部費及び YMCA 維持会員会費の額等を勘案した会費（月額）金 5,000 円を当月末日までに納入しなければならない。
- 5 YMCA のワイズメンズクラブ担当主事1名(以下「担当主事」という)の会費は、免除する。
- 6 特別メネットの会費は、月額 2,000 円及び西日本区費相当額とし、その金額及び支払

方法その他の負担すべき費用については、役員会において決定する。

第 8 条 (YMCA 会員)

当クラブの会員は、京都キリスト教青年会会則の定めるところによる京都 YMCA の維持会員となり、京都 YMCA の定める維持会費を第 7 条第 2 項により負担し納入する。

第 9 条 (会員の義務と権利)

- 1 当クラブの会員は、常に次のことを自主的に心がけなければならない。
 - (1) 例会その他の会合には必ず出席するよう努めること。
 - (2) 会合の時間を正確に守ること。
 - (3) 委員その他の担当職務を積極的に遂行すること。
 - (4) 常に新会員の獲得と、当クラブの P R に努めること。
 - (5) 会費その他の支払金を速やかに納入すること。
 - (6) 当クラブの会員にふさわしい品位と信用の保持に努めること。
- 2 当クラブの会員は、例会、大会その他の全ての公式会合に、出席することができ、ワイズメンズクラブ国際バッジを着装することができる。

第 10 条 (会員等の呼称)

当クラブにおいては、会員を「メン」又は「メンバー」、その配偶者を「メネット」、その子供を「コメット」又は「ワイズリング」と称する。

第 11 条 (退 会)

- 1 退会を希望する会員は、退会を希望する日の 1 ヶ月前までに退会願を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 2 役員会は、諸般の事情により、退会の意思を確認することができ、かつ、退会願の提出が困難であると認められる会員について、退会願の提出がなくても退会を承認することができる。
- 3 退会を認められた者は、退会の日の属する月までの会費納入等の義務を履行しなければならない。

第 12 条 (会員の除名)

- 1 当クラブの会員が次の一つに該当するときは、役員会の決議により除名することができる。
 - (1) 正当な理由なく定例会(役員会及び事業委員会を除く)に連続して 2 回以上無断欠席した場合
 - (2) 正当な理由なく定例会(役員会及び事業委員会を除く)に連続して 3 か月以上出席及びメーキャップしなかった場合
 - (3) 正当な理由なく、会費の納入を怠り、その額が会費 3 か月分に達した場合

- (4) 前各号のほか、本会則、細則など当クラブの定めに違反する行為を繰り返した場合
 - (5) その他当クラブの会員として著しく不適格と認められた場合
- 2 除名処分を受けた者は、速やかにワイズメンズクラブ国際バッジを返却しなければならない。

第 3 章 会 合

第 13 条(総 会)

当クラブに全会員を構成員とする総会を置く。

第 14 条(総会の議決事項)

次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の改定、諸規則、諸規定の制定及び変更、廃止
- (2) 事業報告書及び収支決算報告書の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (4) 役員の選任の承認
- (5) その他特に重要な事項

第 15 条(総会の種類)

- 1 総会は、定時総会及び臨時総会の二種類とする。
- 2 定時総会の開催時期及び付議事項は、次のとおりとする。
 - 7 月又は 8 月 前年度事業報告及び前年度決算報告の承認
 - 1 月 次々期会長・次期三役の承認
 - 1 月又は 2 月 上半期会計報告の承認
 - 3 月 次期事業委員長の承認
 - 6 月 次年度事業計画案・予算案の承認
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は全会員の 3 分の 1 以上が会議の目的事項を示して、請求したときに開催する。

第 16 条(総会)

- 1 総会の議事は、会員（広義会員及び特別会員を除く。以下、この条において同じ。）の 3 分の 2 以上が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 会員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、代理権を証明する委任状を提出しなければならない。前項に規定する出席した会員の数には、代理人によって議決権を行使する会員の数を含める。

- 3 前項の会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、電磁的方法により代理権を証明することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、委任状を提出したものとみなす。
- 4 総会の議長及び書記は、会長及び書記が務めるが、会長は、総会の承認を得て他の会員を指名することができる。

【第2項・第3項 委任状】参考様式

第17条(例会)

- 1 当クラブは、別に定めるところにより、原則として、毎月2回、第2木曜日（第一例会）及び第4木曜日（第二例会）に定例会を開く。
- 2 会員は、例会に出席しなければならない。ただし、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に、別に定めるメーキャップ(Make-Up)を果たし、書記に報告した場合は例会に出席したものとみなす。

【第1項 別の定め】細則第7条～第9条

【第2項 別の定め】細則第21条第2項第1号～第4号

第4章 役員及び役員会

第18条(役員の種類と構成)

- 1 当クラブに、次の役員を置く。
会長1名、副会長2名以内、次期会長1名、直前会長1名、書記2名以内、会計2名以内、事業委員長若干名。
- 2 当クラブの運営上、必要と認める場合は、役員会の決定により、三役又は三役以外の役員として、幹事を置くことができる。
- 3 当クラブに、メネット会長に代えて、役員に準じたメネット連絡員を置く。

第19条(役員の選任)

役員の選任に関しては、別に定める。

【別の定め】細則第10条

第20条(役員の任期)

役員の任期は、毎年7月1日より翌年6月30日までとし、再任を妨げない。

第21条(役員の任務)

- 1 会長は、当クラブを代表し、会務を総括し、総会及び役員会、三役会を招集して、原則としてその議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の委任により、会長を代理し、会長に事故あるときは、会

長の任務を代行する。

3 前2項のほか、役員の任務は、別に定めるところによる。

【3項 別の定め】細則第11条～第17条

第22条(三役会)

1 会長、副会長、書記、会計、直前会長及び次期会長並びに三役としての幹事によって、三役会を構成する。

2 三役会は、三役間の連絡調整を行い、役員会に提出する議案を整理作成するため、会長が必要に応じて随時召集する。

第23条(役員会)

1 役員会は、役員によって構成し、会務を決定する。

2 役員会は、毎月1回定例に開き、必要な時には臨時に召集する。

3 役員会の議事は、役員の3分の2以上が出席し、出席した役員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

4 役員は、三役である他の役員又は当該役員が委員長を務める他の委員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該役員又は代理人は、代理権を証明する委任状を提出しなければならない。前項に規定する出席した役員の数には、代理人によって議決権を行使する役員の数を含める。

5 前項の会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、電磁的方法により代理権を証明することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、委任状を提出したものとみなす。

6 役員会には、会員のすべてが自由に出席し、意見を述べることができるが、議決権は有しない。ただし、委員長の代理人として出席した場合には、議決権を有する。

7 役員会の議長及び書記は、当クラブの会長及び書記が務めるが、会長は、役員会の承認を得て他の会員を指名することができる。

8 担当主事は、役員会の構成員となるが、議決権を有しない。

【第4項・第5項 委任状】参考様式

第23条の2(役員会の例会扱い)

クラブは、総会又は役員会の決定により、前条の役員会を、第一例会として取扱うことができる。

第5章 会 計

第24条(会計年度)

当クラブの会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第 25 条(経 費)

当クラブの経費は、入会金、会費、特別会費及び寄附金、補助金並びに事業活動による収益金その他の収入をもってこれに充てる。

第 26 条(予 算)

- 1 当クラブの収支予算は、毎会計年度ごとに会長及び会計において編成し、役員会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。
- 2 収支予算に重要な変更を加えるときも前項と同様とする。

第 27 条(収益金の管理)

事業活動によって生じた収益金は、ファンド特別会計として処理し、その使途等の管理については、ファンド資金管理規程その他の定めるところにより、役員会において決定する。

【ファンド資金管理規程】

【その他の定め】

細則第 18 条の 5、第 23 条、第 24 条など

第 28 条(会計報告)

会計は、毎会計年度の会計報告書を作成し、直前会長の監査及び役員会の承認を得た後、年度末から 2 か月以内に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

【参照】会則第 15 条第 2 項

第 6 章 会則の改正

第 29 条(会則の改正)

- 1 この会則の改正は、総会における 3 分の 2 以上の出席を得て、出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成により行う。
- 2 会則の改正は、国際憲法及び西日本区定款に違反するものであってはならない。

付 記

1979 年 11 月 25 日 設立総会において会則承認

1980 年 5 月 5 日 国際協会加盟認証状伝達式

1981 年 1 月 29 日 会則改正承認

7 月 9 日 第 7 条一部改訂

11 月 12 日 一部改訂承認

1987 年 1 月 22 日 第 1 条第 3 項追加

1988 年 4 月 28 日 第 5 条追加

1988 年 6 月 9 日 第 7 条第 1 項本文、会費一部改正

1989 年 6 月 8 日 第 7 条第 1 項 入会金、会費改正

1991 年 1 月 24 日 第 18 条第 2 項追加

1992 年 4 月 23 日 第 7 条 2 項、第 11 条 1 項、第 23 条第 4 項など改正

付 則 この会則の改定は 2004 年 7 月 1 日から発効する。

付 則 この会則の改定は、2007 年 4 月 21 日から発効する。

(第 5 条の 4 追加、第 7 条第 4 項追加)

付 則 この会則の改定は、2008 年 11 月 27 日から発効する。

(第 7 条第 1 項 入会金額改定)

附 則 この会則の改定は、2014 年 2 月 1 日から適用する。

(全面改定)

附 則

この会則の改正は、2025 年 7 月 1 日から施行する。

(一部改正)